

岩手沿岸南部広域環境組合財政状況の公表に関する条例

平成18年 5月29日 条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定により、岩手沿岸南部広域環境組合の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の回数)

第2条 財政状況の公表は、4月から9月までの前期と10月から翌年3月までの後期の2回に分けて行なうものとする。

(公表する事項)

第3条 財政状況の公表は、次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) 前2号に掲げるもののほか管理者が必要と認める事項

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、前期の分については、11月に、後期の分については5月に岩手沿岸南部広域環境組合公告式条例（平成18年条例第2号）第6条の規定する方法により行なうものとする。

(補則)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。